

様式第2号

| | | | |
|--|--------------------|----|-------|
| 視察研修先 | 総務省 (衆議院第一議員会館) | 氏名 | 古沢 清志 |
| 視察研修項目 | 地方自治の今後の在り方 | | |
| <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」観点から、「地方への人の流れの創出」「地域経済の活性化」を軸に、取り組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大に向け、地方公共団体への支援や優良事例などの情報発信を実施 2. 「地域おこし協力隊」について、令和6年度に8,000人まで増員するとともに、起業や事業承継などを支援し、任期満了後の定住・定着を推進 3. 地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を拡充 4. 近年の豪雨・台風・地震などの災害を踏まえ、地域経済循環の拡大とともに災害時の自立エネルギー供給を可能とするシステムの構築を推進 5. 地域の資源と資金を活用して地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」を展開 <p>関係人口創出・拡大事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国各地で、関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献する姿を目指す 2. 関係府省庁と連携して、関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体数を明確な数値目標を掲げて増やす 3. 関係人口ポータルサイトや全国ブロック別勉強会を通じて、関係人口の意義や事例を全国に向けて情報発信することで、深化した取組の横展開を推進 <p>テレワーク普及展開推進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進を図る。各地域における中小企業支援の担い手となる団体の既存窓口に、テレワーク普及の担い手機能（テレワーク・サポートネットワーク（仮称））を付加し、テレワーク普及活動に必要な費用・ノウハウ等を支援 2. テレワーク導入を検討する企業等に、専門家を派遣し、システム・情報セキュリティ等、テレワークの導入に関するアドバイスを実施。 <p>感想</p> <p>少子高齢化が問題視されてから、月日が流れておりますが、大都会への人口の</p> | | | |

流入に歯止めがかからず、地方では労働者が不足し慢性的な人手不足に陥っております。総務省でもあの手この手で対策を練っておりますが、なかなか成果に結びついていないように思います。思い切った施策が必要と感じてまいりました。

| | | | |
|---|--------------------|----|-------|
| 視察研修先 | 総務省 (衆議院第一議員会館) | 氏名 | 古沢 清志 |
| 視察研修項目 | 自治体病院の今後の在り方 | | |
| <p>地域医療構想について</p> <p>○「医療介護総合確保推進法」により、平成 27 年 4 月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。 「地域医療構想」は二次医療圏単位が原則。</p> <p>地域医療構想の内容</p> <p>1. 2025 年の医療需要と病床の必要量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の 4 機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計 ・ 在宅医療等の医療需要を推計 ・ 都道府県内の構想区域（二次医療圏が基本）単位で推計 <p>2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策</p> <p>例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等</p> <p>地域医療構想の実現に向けて</p> <p>1. 地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することで、限られた医療資源をそれぞれに有効活用し、次の時代に対応した医療体制を構築すべきである。</p> <p>2. 人口減少が進む中、高度急性期・急性期機能に向けた病床数が真に必要なのかを考える必要がある。</p> <p>3. 数字の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、議論を活性化し、機能連携・分化を含む再編統合も視野に議論を進めていく必要がある。</p> <p>4. 地域の医療提供体制の確保に向け、病院のダウンサイジングや統廃合が必要と地域が判断する場合には、国としても必要な支援等を行う。</p> <p>新公立病院改革ガイドライン</p> <p>1. 地域医療構想を踏まえた役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の機能別の医療需要・必要病床数を地域ごとに明確化。医療構想と整合性のとれた形での具体的な将来像を。 <p>2. 経営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立病院が担う役割を確保しつつ、黒字化を目指して、経常収支比率等の数値目標を設定する。 ・ 民間的経営手法導入等の観点から、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、地方公営企業法の全部適用、民間譲渡等、経営形態の見直しを引き続き推進する。 | | | |

感想

全国の公立病院にあっては約6割が赤字経営になっているようだが、山形県村山地方においては狭い地域に病院が密集しているので、病院の配置や診療科目の見直しも必要と感じてまいりました。

| | | | |
|--------|------------------------------|----|-------|
| 視察研修先 | 第39回議員の学校 (たましんRISURUホール) | 氏名 | 古沢 清志 |
| 視察研修項目 | 2020年度予算から見る地方財政の見通し | | |

すぐに役立つ予算審議

1. 地方自治法と地方財政の現状
 - ・地方自治体、特に市町村の施策のなかで社会保障・社会福祉は最も重要なものであり、歳出予算の中でも一番大きな比率となっている。
2. 全世代型社会保障制度検討会議
 - ・意欲のある高齢者に働く場を提供するため、65歳以上への継続雇用年齢の引き上げに向けた検討を継続する。
3. 国民健康保険制度のインセンティブ交付金
 - ・2015年国保法等改正により、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うもの。市町村国保について、保険者努力支援制度を創設し、糖尿病重症化予防などの取組の状況に応じて交付金を交付
4. 幼児教育・保育の無償化と市町村の財政問題
 - ・保育無償化を目指すのであれば、給食費も無償化を目指すべき
5. さまざまな福祉計画の策定年度
 - ・住民参画と策定過程の透明化
6. その他、予算についての留意事項
 - ・予算額が大きいところは予算を見直す箇所が多い。

地方自治の原則から組み立てる自治体の財政政策

1. 日本国憲法
 - ・第13条【個人の尊重と自己実現（幸福追及）の保障】についての講義
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
2. 予算審議の基本（優先順位について）

| | |
|---|------------------------|
| 1 | 社会福祉、社会保障、公衆衛生 |
| 2 | 幼児教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ |
| 3 | 自然・生活環境、住宅、交通機関、道路、公園 |
| 4 | 地域の産業経済、労働、雇用、消費生活 |
| 5 | 総合的政策、全県的・全国的・国際的な活動 |
| 6 | 行政・財政運営 |

感想

憲法第13条【個人の尊重と自己実現の保障】を用いて財政の見方を教えていただきました。「公共の福祉に反しない限り、個人として尊重される」を基本として、それに反するようであれば議会で取り上げて是正していくことが必要であるとお聞きしました。とても参考になりました。